

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和6年9月17日(火) 午後1時30分～午後3時00分
袋井市役所 301 会議室

- 2 議事の構成 農業委員16名
- | | | | | |
|------|------|--------|------|--------|
| 出席委員 | 1 番 | 松田 博久 | 2 番 | 大庭 嘉則 |
| | 3 番 | 永井 英男 | 4 番 | 石黒 正幸 |
| | 5 番 | 岩井 俊弘 | 6 番 | 永田 勝美 |
| | 7 番 | 西村 淳子 | 8 番 | 村松 恵美子 |
| | 9 番 | 金井 義人 | 10 番 | 松本 芳廣 |
| | 11 番 | 村松 保男 | 12 番 | 加藤 元章 |
| | 13 番 | 金原 純一郎 | 14 番 | 渥美 敦子 |
| | 15 番 | 松浦 重信 | 16 番 | 安間 啓一 |

欠 席 委 員

3 事務局

農政課長	1 人
参事兼農地利用係統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地利用係主任	1 人
農地利用係主事	1 人

4 議 事

事務局 (鈴木) それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。

会長 それでは、ただいまから9月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「15番 松浦重信 委員」、「16番 安間啓一 委員」を指名いたします。

会長 次に、日程第2、「議第32号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局
(杉山)

それでは1ページをご覧ください。

議第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

令和6年9月17日、袋井市農業委員長 永田勝美。

【1】

川井 []、田、[]m²、
[]から []への所有権移転になります。

【2】

川井 []、田、[]m²、他1筆、計 []m²
[]から []への所有権移転になります。

【3】

諸井 []、畑、[]m²
[]から []への所有権移転になります。

【4】

諸井 []、畑、[]m²
[]から []への所有権移転になります。

【5】

長溝 []、田、[]m²、他7筆、計 []m²
[]から []への所有権移転になります。

計5件16,967m²でございます。

以上でございます。

会長

それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

大庭委員

1番と2番の説明をいたします。

申請地は川井で、[]駐車場の隣地になります。3条の1番については譲渡人の []さんから []さんへの所有権移転で、3条の2番は []さんから []さんへの所有権移転になります。所有権移転を行い、土地を集約化させることで、耕作を行いやすくしたいとのことでの申請です。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

加藤委員

3番と4番の説明をいたします。

申請地は諸井で、[]南側の土地になります。[]さんから[]さんへ所有権移転を行い、お茶の栽培を行います。元々、耕作を行っていた方が耕作を辞めるため、地権者から[]さんに相談をし、秋田さんが承諾する形で申請がありました。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

金原委員

5番の説明をいたします。

申請地は長溝と浅岡になります。渡し人の[]さんから[]さんへの所有権移転になります。以前から[]さんが借りて耕作を行っていましたが、[]さんが土地を手放したいということでの申請になります。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

会長

質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。

会長

議第32号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。
よって議第32号については、承認することに決しました。

会長

次に「議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(芝崎)

議第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第5条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

それでは、3ページをご覧ください。議第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。
令和6年9月17日、袋井市農業委員会 会長 永田勝美

【1】

愛野 []、田、 [] m²ほか []、計 [] m²につきましては、 []、他 [] から、 [] へ所有権移転により、特定建築条件付売買予定地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【2】

愛野南 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から、 [] へ所有権移転により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【3】

久能 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から []、他1名へ所有権移転により、自己用住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【4】

堀越 []、田、 [] m²ほか []、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転により、建売住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【5】

堀越 []、田、 [] m²ほか []、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転により、宅地分譲敷地として、転用申請されるもので、申請地は、第1種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【6】

見取 []、田、 [] m²ほか []、計 [] m²につきましては、 [] から、 [] へ所有権移転により、貸駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【7】

見取[]、畑、[]ほか[]、計[] m^2 につきましては、
[]から[]へ賃貸者により、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、農用地で原則不許可となりますが、許可日から令和7年6月30日までの一時転用となります。

【8】

山田[]、畑、[] m^2 ほか[]、計[] m^2 につきましては、
[]から[]へ所有権移転により、自己用住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【9】

諸井[]、田、[] m^2 につきましては、[]から、[]
[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、準工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【10】

諸井[]、畑、[] m^2 ほか[]、計[] m^2 につきましては、
[]から[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【11】

浅羽[]、畑、[] m^2 ほか[]、計[] m^2 につきましては、
[]から、[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種中高住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【12】

浅羽[]、田、[] m^2 につきましては、[]から、[]
[]へ所有権移転により、事業所敷地拡張として転用申請されるもので、申請地は、第1種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【13】

浅岡 []、畑、 [] m²ほか []、計 [] m²につきましては、 [] から、 [] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

会長 それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

松田委員 1 番の説明をします。
建売住宅への転用申請になります。排水等については合併浄化槽を通して、周囲の側溝に排出します。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

松田委員 次に 2 番の説明をいたします。
申請地は愛野南の土地になります。自己用住宅敷地としての転用申請になります。用途地域内になりますので、公共下水を通して、排水を行います。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

永井委員 続きまして 3 番の説明をいたします。
申請地は久能で、 [] 交差点の東側になります。申請地は平成 4 年 [] の案件の計画変更になります。自己用住宅敷地への転用申請になります。雨水・排水は南側の公共下水に排出します。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

永井委員 4 番の説明をいたします。
申請地は堀越です。建売住宅敷地にするための申請になります。排水は公共下水に排出し、雨水は南側の道路側溝に流す予定です。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

永井委員 5 番の説明をします。
申請地は堀越です。住宅分譲敷地への転用申請になります。下水は東側の公共下水に排出し、雨水は東側の道路側溝に流します。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

西村委員 6 番の説明をいたします。
申請地は見取です。駐車場敷地のための転用申請になります。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

西村委員 7 番の説明をいたします。
申請地は見取です。資材置き場設置のための一時転用になります。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

金井委員	次に8番の説明をいたします。 申請地は山田です。自己用住宅敷地建設のための転用申請になります。排水は南側の合併浄化槽へ排出し、雨水も側溝に排出します。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
加藤委員	次に9番の説明をいたします。 申請地は諸井です。使用貸借により、自己用住宅建設のための転用申請になります。雨水は東側道路の側溝へ排出し、排水は公共下水に排出します。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
加藤委員	10番の説明をします。 申請地は諸井です。自己用住宅建設のための転用申請になります。雨水は道路側へ浸透させ、排水は合併浄化槽へ排出します。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
加藤委員	11番の説明をします。 申請地は浅羽です。使用貸借により、自己用住宅建設のための転用申請になります。排水は公共下水に接続し、雨水は東側の道路側溝へ排出します。農地への影響もなく、特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
加藤委員	12番の説明をします。 申請地は浅羽です。事業用敷地拡張のための転用申請になります。雨水は北側の道路側溝へ排出し周辺に農地も少なく、影響はないと思われます。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
渥美委員	13番の説明をします。 申請地は浅岡です。自己用住宅建設のための転用申請になります。排水は北側の側溝から合併浄化槽に排出します。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
会長	担当農業委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。
会長	質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。お諮りいたします。 議第33号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。 = 異議なしの発言 =
会長	ご異議なしと認めます。

よって、議第33号については、承認することに決しました。

会長

次に、日程第2、「議第34号 農地法第5条の規定による許可申請について（便宜的5条）」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局
（芝崎）

便宜的5条

本案件については、土橋土地区画整理組合による使用収益権に基づく4ヘクタール以上の農地の転用の一部であり、令和5年12月に市農業委員会及び県の常設審議委員会時に審議し、許可となっております。

令和6年1月11日付け農利第116号により大臣協議による県知事許可を受けたものです。

許可後、申請者が申請された計画に沿って造成を行った後、令和6年5月21日に許可権者である県知事に対し、完了報告がされており、農地法手続きは完了しております。

今回の便宜的5条につきましては、地権者から[]へ名義変更をするため、法務局へ根拠資料の一つとして、農地法5条の許可書の提出を求められたものです。

計1件 田 []㎡でございます。

会長

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

会長

質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。

議第34号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。

よって、議第34号については、承認することに決しました。

次に日程第2「議第35号 農地法第5条競売適格証明願について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局
（芝崎）

「議第35号 農地法第5条競売適格証明願について」農地法第5条の許可を得られる者であることの証明願が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

令和6年9月17日 袋井市農業委員長 永田勝美

宇刈 []、畑、[]㎡につきましては、[]
競売による所有権移転により、車両置場兼資材置
場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種

農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

なお、本案件は、袋井市役所納税課が税金の滞納者の所有する土地を公売にかけた土地となります。

会長 説明が終わりましたので、担当農業委員から説明をお願いします。

村松委員 競売適格証明の説明をいたします。

申請地は宇刈で、[REDACTED]北側の農地になります。市税の滞納により差し押さえられた農地の転用になります。10月3日の入札にあたり、競売適格証明が必要になりました。転用目的は資材置き場としての申請になります。雨水は地下浸透し、南側の排水路に排出する計画になっております。周辺農地への影響もないので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

会長 質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。
議第35号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。
よって、議第35号については、承認することに決しました。

会長 次に日程第3「報第13号 農地法第18条第6項のきていによる通知の報告について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、12ページをご覧ください。
(杉山) 報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。
令和6年9月17日、袋井市農業委員会会長 永田勝美。

【1】愛野[REDACTED]、畑、[REDACTED]㎡
[REDACTED]

計26件、[REDACTED]㎡でございます。

以上でございます。

以上で、協議事項の日程が終了しました。
ありがとうございました。

議事録署名人